

○白井市沿道みどりの推進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

改正 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 市長は、沿道で草花等を植栽し育てることにより地域や市全体のみどりのネットワークづくりを推進する、白井市沿道みどりの推進事業（以下「事業」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内において白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき白井市沿道みどりの推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩道等 公道、集合住宅等が管理している公共性のある私道及び公園の園路等
- (2) 沿道 歩道等の境界からおおむね5メートル以内の場所
- (3) 草花等 一年生植物、二年生植物及び多年生植物並びにこれらの種子、球根及び苗。ただし、多年生植物については木本植物を除くものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、事業を実施する団体であって、5人以上の構成員とする。ただし、既に事業を実施している団体の構成員を含む団体は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 販売店から購入した草花等を植栽すること。
- (2) 草花等の植栽場所の一部が沿道内であり、かつ、歩道等の表面から高さがおおむね2メートル以内の場所に植栽すること。
- (3) 連続的又は集合的に植栽すること。
- (4) 事業の実施場所が市内にあること。
- (5) 事業の実施場所の土地所有者又は管理者が承諾する用地であること。
- (6) 事業の実施場所に最も近い歩道等から草花等を見渡せること。
- (7) 事業内容等を、市のホームページ及び広報紙等に掲載することについて、同意すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、事業を行う年度内に、次に掲げる物品等の購入に要する経費とする

- (1) 草花等
- (2) プランター及び植木鉢
- (3) 土及び肥料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の合計額とする。ただし、その額が1万円を超えるときは1万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1団体当たり1年度につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付を受ける年度の1月末日までに、白井市沿道みどりの推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる

書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 団体構成員名簿（別記第2号様式）
 - (2) 土地使用承諾証明書（別記第3号様式）又はこれに準ずる書類（団体及び団体構成員の所有地でない土地において、事業を実施する場合に限る。ただし、事業の実施場所が市有地の場合にあっては省略することができる。）
 - (3) 事業の実施場所の位置図に活動計画を記載したもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白井市沿道みどりの推進事業補助金交付・不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更及び中止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、申請内容に変更が生じたとき又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、白井市沿道みどりの推進事業補助金変更・中止承認申請書（別記第5号様式）を速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、白井市沿道みどりの推進事業補助金変更（取消し）決定通知書（別記第6号様式）により、交付決定団体に通知するものとする。

（交付決定団体の責務）

第10条 交付決定団体は、事業終了後、特に多年草等の数年にわたり生存する植物を植栽したときは、事業の実施場所が荒れないよう維持管理に努めるものとする。

2 交付決定団体は、やむを得ない理由により維持管理が困難になったときは、事業実施場所を事業実施前の状態に戻すよう努めるものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、事業終了後、当該年度の末日までに、白井市沿道みどりの推進事業補助金実績報告書（別記第7号様式。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要した経費の領収書等の写し
- (2) 領収書に費用の内訳が記載されていない場合は内訳表又はこれに準ずるもの
- (3) 植栽した草花等が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第12条 市長は、報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付決定額を超えない範囲で交付すべき補助金の額を確定し、白井市沿道みどりの推進事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、速やかに、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、当該通知のあった日から30日以内に白井市沿道みどりの推進事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

(失効)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、効力を失う。ただし、第10条及び第12条から第14条までの規定は、同日後においてもなおその効力を有する。